

名 称	福山市市民活動スタートアップ事業
補助制度の目的	市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、福山市協働のまちづくり基金を活用し、市民活動団体が始業期における活動を円滑に実施できるよう支援することで、市民活動団体が企画・実施する公益的な社会貢献活動を促進することを目的とします。 2017年（平成29年）4月1日施行
対象となる団体	申請できる団体は、次の項目のすべてに該当する団体です。 (1) 福山市内に活動拠点を有し、団体の設立が2015年（平成27年）4月1日以降の団体。 (2) 福山市まちづくりサポートセンターに登録している団体。（※1） (3) 次のいずれかに該当する者が5人以上参加しており、かつ該当する人の合計が団体の構成員の総数の過半数である団体。 ア 福山市内に住所を有する者 イ 福山市内に通勤、通学する者 (4) 当該事業について、福山市と協働により取り組むことができる団体。 ※1 福山市まちづくりサポートセンターへの登録（無料） 登録には、申込書等の提出が必要となります。（登録まで一週間程度かかります。）
補助金の額	補助金の額は、予算の範囲内において各年度1団体1事業とし、事業の総額からこの事業に係る補助金以外の収入を除いた額で、上限を10万円とします。
対象となる事業	対象となる事業は、次の項目のいずれかに該当する事業です。 (1) 地域課題の解決に取り組む事業 (2) 地域活性化に取り組む事業 (3) 地域の魅力創出、魅力発信に取り組む事業 (4) 教育、福祉、環境、安心・安全の向上に取り組む事業 (5) その他市長が必要と認める事業
対象とならない事業	(1) 施設等の整備を主な目的とする事業 (2) 営利を目的とする事業 (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業 (4) 他の規定による補助対象事業。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。
補助金の交付基準	補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。（審査基準の詳細については、福山市協働のまちづくり事業審査会において決定します。） (1) 協働のまちづくりの推進に資する事業であること。 (2) 公益性の高い事業であること。 (3) 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。 (4) 事業の実施方法に社会的相当性があり、効果が期待できること。 (5) 市民活動としての特性が活かされていること。 (6) 次年度以降、継続して活動できる可能性が期待できること。

補助金の申請	申請団体は次の書類に必要な事項を記入し、協働のまちづくり課に提出してください。 (1) 補助金交付申請書 (2) 事業計画書兼補助金交付申請理由書 (3) 収支予算書 (4) 「福山市まちづくりサポートセンター登録情報」の写し (5) 資金計画書 ※前金払いを必要とする場合のみ (6) 団体の活動内容や事業イメージがわかる資料（任意様式）
申請期間	2018年（平成30年）5月7日（月）～5月18日（金） 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
申請内容の審査	福山市協働のまちづくり事業審査会（市民、有識者等で構成）で申請者により事業内容等を説明していただき、審査します。
事業実施期間	補助金の交付決定を受けた日から2019年（平成31年）3月31日まで
補助金交付決定の取消と返還	次の内容に該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めます。 (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。 (2) 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 補助事業を中止し、又は市長において補助事業の遂行の見込みがないと認めるとき。 (4) 交付した補助金に、著しく過大な余剰金が生じたとき。 (5) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。 (6) 対象となる団体の要件がなくなったとき。
事業の報告	事業完了後、1か月以内に次の書類を提出していただきます。 ア 事業報告書 イ 収支決算書 ※領収書貼付（事業の対象となるもの） ウ 事業内容報告書 エ 活動の状況が分かる資料（任意様式） ※写真等

2018年度（平成30年度）補助金交付団体

団体名	事業名	事業報告
川口イベントサークルシェイクハンズ	地域でつながる子育て推進事業	P168, 169
草戸千軒ビレッジ	草戸千軒ビレッジ探訪事業	P170, 171
ドリームファーム	川口学区におけるこども食堂運営	P172, 173
ねこみみ福山	紙芝居プロジェクト	P174, 175